

日医発第1897号（保険）
令和4年12月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査1件（E3（新項目））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和5年1月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌3月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1．検査料の点数の取扱いについて

（令和4年12月27日付け 保医発1227第2号 厚生労働省保険局医療課長）

2．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

添付資料1

保医発1227第2号
令和4年12月27日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和5年1月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第13部第1節N002に次を加える。
 - (11) BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、区分番号「N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製」の「7」のCD30の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、区分番号「D004-2」に掲げる大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
 - ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合
 - イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合

- (12) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、**BRAF V600E** 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した場合には、区分番号「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N000・N001 (略)</p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>BRAF V600E 変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)</u></p> <p><u>病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、区分番号「N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製」の「7」のCD30の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、区分番号「D004-2」に掲げる大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合</u></p> <p><u>イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合</u></p> <p>(12) <u>早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的と</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N000・N001 (略)</p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p>

して、BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した場合には、区分番号「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

N003～N005-3（略）

第2節（略）

第3章（略）

N003～N005-3（略）

第2節（略）

第3章（略）

新たに保険適用が認められた検査

令和4年12月27日 保医発1227第2号（令和5年1月1日適用）

No.1

測定項目	BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製
販売名	ベンタナ OptiView BRAF V600E (VE1)
区分	E3（新項目）
測定方法	免疫組織化学染色
主な測定目的	がん組織中の BRAF V600E 変異タンパクの検出（大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助及び大腸癌における化学療法の実施の補助）
準用点数	1,600点（N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 7 CD30 400点 4 回分の点数）
関連する 留意事項の 改正	<p>「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第13部 病理診断 第1節 病理標本作製料 N000・N001（略） N002 BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 (1)～(10)（略）</p> <p>(11) BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法） <u>病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、区分番号「N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製」の「7」のCD30の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、区分番号「D004-2」に掲げる大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u> <u>ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合</u> <u>イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合</u></p> <p>(12) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した場合にあっては、区分番号「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

（日本医師会医療保険課）